

平成 2 5 年度第 1 回
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：平成 2 5 年 8 月 6 日（火）午後 5 時 3 0 分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1 8 階 第四常任委員会会議室

1. 開 会

○常本委員長 それでは、お一方がお見えではございませんが、定刻を過ぎておりますので、ただいまから、平成25年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を始めさせていただきますと存じます。

最初に、事務局から連絡事項があるということでございますので、お願いいたします。

○事務局（長谷川市民生活部長） 担当部長の長谷川と申します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

実は、4月に私どもで異動がございました。時間が大分たっているのですけれども、今年度第1回目の委員会ということもございますので、ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

4月に着任しました局長の池田から、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんばんは。

札幌市市民まちづくり局長の池田と申します。

本年4月1日付で着任しました。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、平成25年度第1回の札幌市アイヌ施策推進委員会に、ご多忙のところ、ご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより、アイヌ施策の振興にご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

既に皆様もご承知のとおり、札幌市では、平成22年度にアイヌ施策推進計画を策定いたしました。アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目的にしまして、様々な取り組みを進めているところでございます。

昨年度の初めての取り組みとしましては、さっぽろ雪まつりの期間中に、駅前通の地下歩行空間でアイヌ文化の交流コーナーを設けまして、ムックリ、刺繍、切り絵の体験や展示販売、パネル展の開催などで1万人以上の来場者があったということでございます。また、雪まつりの大通会場では、イランカラプテ・アイヌミュージックコンサートを開いたところでございます。

今後とも、アイヌ施策の一層の推進のため、市民の皆様、観光客を初め、札幌市外から訪れる皆様にも、できるだけ多くの方々にアイヌ文化に触れていただきまして、理解を深めていただくため、取り組んでいきたいと考えております。

こういった取り組みも含めまして、本日の会議では、昨年度に行いましたいろいろな施策と今年度の予定についてご説明させていただくことになっております。

アイヌ施策の一層の推進のために、皆様方の忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

今日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（長谷川市民生活部長） 局長の池田は、途中で退席させていただきます。よろしくをお願いいたします。

私も4月に異動いたしました。皆様方とは異動する前の3月にお会いしているのですが、多分、お忘れになっているかと思えます。改めまして、長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、今、池田から申しましたように、平成24年度の実績と平成25年度の事業の予定でございます。皆様方からいただいたご意見をもとに、さらに事業を充実させてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 続きまして、アイヌ施策課の小松でございます。

会議に先立ちまして、今回、江本委員が委員の職を退任されることになりました。7月1日から、新たに札幌人権擁護委員協議会会長の高橋様に委員をお願いすることになりました。

高橋委員、一言ご挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

ご紹介いただきましたように、江本秀春委員が交代したいということでありますので、私が後任の委員となりました。よろしくお願いいたします。

平成9年に、札幌地方裁判所で、二風谷ダム事件がありました。アイヌ民族の少数民族の文化共有権とアイヌ民族の先住権を認めた判決なのですが、そのときの原告代理人の末席に名前を連ねていたものですから、常本委員長にもいろいろとご協力をいただきましたけれども、改めて委員に就任するというので、判決文を先週の土曜日に16年ぶりにじっくり読み直してみまして、判決は結構いいことを言っているなど改めて感じました。

そういったささやかな経験ですけれども、それをこの委員会の中で少しでも生かすことができると思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 高橋委員、どうもありがとうございます。

次に、事務局から、配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

初めに、次第と委員名簿、資料1として平成24年度札幌市アイヌ施策年次報告書、資料2として平成25年度札幌市アイヌ施策についてです。

以上ですが、もし過不足などがございましたら、お知らせいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行は、常本委員長にお願いいたします。

2. 議 事

○常本委員長 ただいま紹介いただきましたご経験をお持ちの高橋先生に委員になっていただいて、大変心強く思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、当委員会の成立要件について、念のため、事務局にご確認をお願いいたします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 当委員会の設置要綱では、委員会は、委員の過半数が出席すれば成立すると規定しております。委員の総数は10名で、この時点で7名が出席

しておりますので、この会議は成立しております。

○常任委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の次第でございますように、本日の審議事項は2件ございます。

まず1点目は、平成24年度の札幌市アイヌ施策の実績報告についてです。これについて、事務局から実績報告をしていただくことになっております。この委員会は、ご承知のように、札幌市が実施したアイヌ施策の検証評価を行うことを大きな任務の一つとしておりますので、本日は、平成24年度のアイヌ施策に関する検証評価を行う前段といたしまして、24年度の実績について報告を受けて、それに関する質疑及び意見を委員の皆様から頂戴することになっております。この先のことを申し上げますと、本日、いただきましたご意見等を踏まえて、検証評価（案）を事務局で取りまとめていただき、次回の委員会でご検討いただくという運びになろうかと思っております。

2点目は、今年度はもう始まっておりますが、平成25年度のアイヌ施策について、事務局からご説明をいただいた後、それに関する意見交換を行いたいと思っております。

それでは、審議事項の1点目の平成24年度札幌市アイヌ施策の実績報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋企画担当係長） 企画担当係長をしております高橋と申します。私から説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。平成24年度札幌市アイヌ施策年次報告書です。

まず、1ページをめくっていただきまして、計画の体系がございます。この計画は、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目的として、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興、生活関連施策の推進という三つの施策目標がありまして、その施策ごとに6本の推進施策から成り立っております。

それでは、具体の事業について説明いたします。

1ページになります。

施策目標1の市民理解の促進、推進施策（1）伝統文化の啓発活動推進です。

1番目は、アイヌ文化体験講座の実施ということで、アイヌ語、手芸、工芸、料理等の体験講座を実施しております。場所につきましては、アイヌ文化交流センターのほか、市民が利用しやすい区民センターなどで事業を行っております。平成24年度につきましては、18回、参加者数は176人となっております。

次に、2番目の交流センターのイベントの実施です。アイヌミュージック、古式舞踊、ムックリ・刺繍等製作体験ということで、特に来館者数が多い月に重点的に実施しております。開催回数は6回、参加者数は791人となっております。

3番目は、アイヌ民族古式舞踊（輪踊り）の実施です。これは、平成24年6月に開催し、18名の参加をいただいております。

続きまして、2ページをお開き願います。

4番目は、小・中高校生団体体験プログラムの実施です。内容といたしまして、小・中・高校生に、伝統楽器の演奏、古式舞踊の披露、アイヌ伝統文化の体験、展示解説などを行っております。平成24年度は、参加校数が43校、参加児童は2,941人となっております。平成23年度は、36校の2,170人でしたので、校数にして7校、人数にして771人の増加となっております。

下の表につきましては、文化体験講座、イベント、プログラムの詳細になっておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、4ページになります。

5番目の公共空間を利用した情報発信です。先ほど局長からも説明させていただきましたけれども、昨年度は、夏と冬にそれぞれに新しい取り組みを行いまして、夏につきましては、さっぽろ夏まつりで交流センターの紹介、あるいはアイヌミュージックライブなどを行っております。雪まつりにつきましても、イランカラプテ・アイヌミュージックコンサートということで、アイヌ音楽の演奏や踊りなどを紹介しております。

また、さっぽろ雪まつりと連動いたしまして、地下歩行空間で、さっぽろ雪めぐり回廊という中で、アイヌ文化交流コーナーという特設コーナーを設けまして、それぞれ伝統文化の体験、工芸品の販売、あるいは古式舞踊等を行っております。

この結果、コーナーでの来場者数は1万1,000人を超え、伝統文化体験参加者につきましても200名ほどの参加をいただいております。

このように、昨年度につきましては、特に多数の方が集まる大型イベントなどと連携しまして、アイヌ伝統文化に関する情報発信に取り組んだところでございます。

6番目は、全国女性会館協議会第56回全国大会 in 札幌の開催ということで、女性会館協議会のオープニングセレモニーでアイヌ伝統音楽などを披露しております。

7番目は、やまびこ座・こぐま座プロデュース公演「ふんだりけったりクマ神さま」ということで、新規の事業として、アイヌ民話をもとにした人形劇の「ふんだりけったりクマ神さま」を札幌市こどもの劇場やまびこ座や市内の小学校に巡回公演を行っております。また、北海道が主催で毎年行われておりますアイヌフォーラム2013におきましても、同様の人形劇を上演しております。

8番目は、イベント「アイヌと動物たち（カムイ）」の開催ということで、これは円山動物園が行った新規事業でございます。アイヌ民族の自然観や自然、生き物たちとのかかわりの紹介を通しまして、自然との共生の重要性などを普及啓発しております。内容といたしましては、狩猟道具であるシカ笛の製作体験や、アイヌ民族の自然観などの講演会が行われております。

続きまして、5ページの9番目の「IFCA2012 SAPPORO」における演奏披露です。これは、アジア・オセアニア地区の消防関係者が出席するイベントでございまして、ここでの歓迎イベントで、アイヌ伝統音楽の演奏を行っております。

なお、このイベントでは、シンボルマークにアイヌ文様をモチーフとして、水、泡を組

み合わせたようなデザインということで、市立大学の学生がデザインをしております。

10番目は、シーニックバイウェイ推進事業ということで、南区の取り組みになります。南区の魅力のPRなどを行っている札幌シーニックバイウェイの活動を支援しております。小金湯のアイヌ文化交流センターは、この代表者会議のメンバーとなっておりまして、その中で、スタンプラリーを実施しまして、アイヌ文化交流センターにも1,000人以上の方が訪れております。

11番目は、インカルシペ・アイヌ民族文化祭の開催を支援ということで、社団法人北海道アイヌ協会札幌支部が開催しましたアイヌ民族シンポジウム、パウレアイヌの集い、ムックリ大会、トンコリ大会、アイヌミュージックコンサート、アイヌ民族の生活文化や歴史・人権等に関するパネル展示について、札幌市が補助したものでございます。内容につきましては、下の表にありますが、このうち、パネル展につきましては、従前、札幌市役所の本庁で行ってございましたけれども、雪まつり等の大型イベントとの連携で、札幌駅前通地下歩行空間に移動いたしまして、その結果、コーナー全体で1万人以上の方が訪れました。

続きまして、6ページをお開き願います。

12番目は、北海道アイヌ協会札幌支部への補助です。アイヌ民族の歴史やアイヌ文化の保存・伝承活動などを行っている事業に対して、札幌市が補助を行っているところでございます。

13番目は、アシリチェップノミ保存伝承事業補助です。アイヌ民族の伝統文化であるアシリチェップノミは、新しいサケを迎える儀式ですが、その開催に対して補助を行っているものでございます。

14番目は、アイヌ民族に関する人権啓発と歴史・文化の紹介でございます。この事業は、主に二つございまして、一つはラッピングバスの運行ということで、人権について啓発しております。もう一つは、ノートの配付で、小学校4年生及び学校の関係者に、ピリカコタン、人権に関する啓発ノートを配付しております。

15番目は、アイヌアートモニュメント設置検討会議の開催です。これも新規事業でございます。アイヌ民族文化を市民や来訪者に広く、長く伝えるモニュメントを製作するため、有識者による設置検討会議の第1回目を行っております。

続きまして、札幌市の関連団体が実施した事業として二つ掲げております。一つは、‘アイヌ&サーミ’カルチャーフェスティバルです。これは、アイヌ音楽やアイヌ民族文化とノルウェーの先住民族であるサーミと音楽・文化交流を通じて相互理解を深め、アイヌ民族の文化を普及、発展させることを目的としております。平成24年度は、ノルウェー王国に音楽活動を行う5名のアイヌ民族を派遣し、先住民族サーミの音楽家とのジョイントコンサート、あるいは工芸品や写真等の展示会を開催しております。

続きまして、7ページ目の関連事業②としまして、札幌駅前通地下歩行空間開通2周年記念イベントで、アイヌ文化スクエアというものを催しております。これは、札幌駅前ま

ちづくり株式会社が行っておりますけれども、札幌大学のウレシパクラブなどが参加しまして、トンコリ演奏、パネルトーク、踊り、読み聞かせなど、アイヌ文化を伝える催しを行っております。

続きまして、推進施策（２）教育等による市民理解の促進です。

ここでは、特に研修などが主な取組となっております。まず、市職員向けとして、職員研修の実施です。これは、新しく課長になった職員を対象としまして、アイヌ民族の歴史、伝統文化や現在置かれている状況などについて研修を行っております。

２番目は、新採用職員に対する人権意識の研修で、新採用職員に対しまして、私どもアイヌ施策課の職員などが講師になり、アイヌ民族の歴史や人権に関する研修を行っております。

続きまして、教職員・子ども向けの研修等になります。

３番目は、札幌市民族教育に関する研修会で、アイヌ民族の方による講演、実践事例の研究発表などを行っております。

４番目は、初任者研修「アイヌ文化について学ぼう」ということで、初任者の教職員を対象としまして、アイヌ文化等の民族教育の基礎について研修を行っております。

続きまして、８ページをお開き願います。

５番目は、札幌市研究開発事業「アイヌ民族に関する教育」ということで、内容といたしましては、小学校４年制の音楽家の学習でアイヌ民族の伝統音楽について学ぶ、それから、小学校４年生の社会科の学習がカリキュラムとして既にありますが、それに加えて、アイヌ文様の切り絵製作なども行っております。あるいは、中学校２年生の社会科の学習などでアイヌ文化について学習を実施しております。それから、常勤のアイヌ教育相談員の学校派遣などを行っております。

続きまして、６番目の人権教育推進事業です。内容としましては、学校においてアイヌ文化体験学習を小学校、中学校などで行っております。あるいは、人権教育推進検討プロジェクト会議などを開催しました。また、サッポロピリカコタンの活用に関する実践研究を小学校で行っております。

続きまして、市民向けですが、札幌市民カレッジというメニューをご用意しております。これは、市立札幌大通高校において、アイヌ文化を学んでみようというメニューがございます。ここで、アイヌの方々の歴史や文化の解説を行っております。

続きまして、施策目標２の伝統文化の保存・継承・振興でございます。

９ページに移っていただきまして、推進施策（１）アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進でございます。

１番目として、埋蔵文化財センターの展示室更新事業が新規の事業となっております。

この中では、特に、アイヌ文化期の展示を含む基本方針、あるいは基本計画を策定しております。

続きまして、推進施策（２）伝統文化活動の推進でございます。

1 番目として、札幌市アイヌ文化交流センターの運営でございます。アイヌ文化交流センターでは、平成24年度として、おおむね三つの事業をしております。一つ目は、展示室等の運営、二つ目は、先ほどもご説明しましたが啓発事業、三つ目は、平成24年度の新規ということで、アイヌ文化交流センターの案内表示の設置です。今までは、国道沿いの表示が小さかったものですから、大きなものを設置しました。また、アイヌ文化交流センターの建物にアイヌ文様を施したフィルムシートを設置しております。

下の表は、アイヌ文化交流センターの利用状況になります。

平成24年度をご覧いただきたいのですが、5万343人ということで、この数字は、平成20年度に次ぐ入館者数となっております。5万人を超えたのは平成20年度と平成24年度のみとなっております。

続きまして、2番目のイベントの実施です。ここは、先ほどもご説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、10ページになりますが、3番目の札幌地域イオル事業への協力で、これも新規事業でございます。内容といたしましては、札幌地域におけるアイヌの伝統的生活空間再生事業をイオル事業と言っておりますけれども、その初年度といたしまして、事業主体が公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構でございますので、そこから事業を受託しております。内容といたしましては、民具づくり体験、伝統料理、調理体験事業、子どもの遊び体験、石狩アイヌの方々から昔の生活の様子などについての聞き取り調査を行っております。

続きまして、施策目標3の生活関連施策の推進でございます。

推進施策（1）産業振興等の推進でございます。

1番目は、工芸品展示販売スペースの設置です。平成24年度につきましては、札幌駅前通地下歩行空間で2回に分けて工芸品の展示販売スペースの設置を試行しております。1回目が、さっぽろ雪めぐり回廊で、工芸品の紹介と販売を8日間にわたって行っております。その翌月ですが、アイヌ文化スクエアという地下歩行空間のイベントの中で工芸品の紹介と販売を行っております。

推進施策（2）生活環境等の整備でございます。

1番目は、住宅新築資金等の貸し付けですが、平成24年度は実績がございませんでした。

2番目は、アイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員の配置です。交流センターと白石に共同利用館がございますけれども、そちらに相談員を配置しております。

3番目は、アイヌ民族の児童生徒への学習支援で、平成24年度の新規事業となっております。内容といたしましては、教育関係者やボランティアの方々の協力をいただきまして、アイヌ民族の児童生徒を対象とする冬季学習を行っております。11ページに内容が書いてありますけれども、ことしの冬、1月7日から5日間程度、まちの中央区民センターで生徒が参加しております。

最後に、その他ですが、国のアイヌ政策推進会議が昨年7月に行われております。議題については、ご覧いただきたいと思います。

最後に、札幌市アイヌ施策推進委員会の運営ということで、この会議になりますけれども、昨年度は2回行っております。8月と今年の3月です。内容といたしましては、皆さんもご存じかと思いますが、平成23年度の札幌市のアイヌ施策の実績報告、あるいは検証評価について議論をしていただきました。

私からの説明は以上で終わらせていただきます。

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました平成24年度札幌市アイヌ施策実績報告について、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○阿部委員 7ページの市民理解の促進についてです。

発言したことがあるとは思いますが、この中で、市として市民向けの講演会をしたということがないと思うのです。これを見ると、職員研修、新規採用職員、子ども向けの教育委員会関係の事業などはやっているのですが、市として、一般市民向けに理解促進のために講演会をしたほうがいいと思うのです。

今、本田委員がいらっしゃっていますけれども、5月にNHKのテレビを見たら、札幌大学の学生たちが非常に一生懸命やっておりました。司会者が2人いて、アイヌの人と日本人の学生と何かやっていましたね。そうすると、おもしろい発言があったのですが、だって、僕たちは、アイヌの人たちがどこにいるかわからないもんという日本人の学生の発言を聞いて、びっくりしました。やっぱり、北海道、札幌にいて、同じ大学にいても、アイヌの活動をしている学生を見ても、いいことをやっているのはよくわかるのだけれども、周りを見て、どこにアイヌがいるのですかと、札幌にいてもそういうことがあるのです。ですから、職員研修も大事ですが、市として、もっと一般市民向けにこういう講演会をやるべきではないかと思います。

それから、10ページの住宅対策についてです。

昨年の利用者数がゼロということは、恐らく、札幌市のこういう政策が始まって以来だと思えるのです。なぜこんなことになるかというと、金利が高いからです。昔は一般の銀行の金利は5%、6%で住宅資金を借りなければいけなかったのですが、今の制度は2%です。これは国の決めたものです。市中金融機関では、もっと安いのです。特に、北海道のアイヌの住宅条例の場合は、土地を買って家を建てるのです。これが北海道内の胆振、日高、十勝へ行くと、みんな昔から土地は大体持っているので、家だけを建てればいいのですが、札幌などで買うと、土地代が非常に高いです。だから、建物を建てても2,000万円以上になってしまって、それを全部買えと言うのです。そうすると、いろいろなことをして金融機関から借りて、市から借りたら、ゼロでも建ててしまうのです。今の状況で、もう払えないのは当たり前です。非常に滞納しているし、収納状況も悪いです。このことは、市と僕らもよく話をするのだけれども、こういうことを根本的に考えなければいけな

いと思うのです。何度も言いますが、どうして市営住宅や公営住宅に本州では低家賃で幾らでもそういう制度を対策としてやっているのに、アイヌにはしないのかということがありますので、これは、ぜひ、今年、しっかりと検討すべきだと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいま、講演会の件と住宅の件についてご質問がありましたけれども、事務局からいかがでしょうか。

○事務局（小松アイヌ施策課長） まず、市民向けの講演会についてです。

昨年までインカルシペ・アイヌ民族文化祭の中でシンポジウムをやりました。ただ、24年度からは、長年、札幌市の事業としてやっていたのですけれども、支部でやっていたということもあるものですから、支部の補助事業ということで、支部でシンポジウムをやらせようという切り替えをしました。先ほど支部長がおっしゃったように、いろいろな学生などを交えた企画などについては、いろいろなご意見をいただき、考えていかなければならないと思っております。

もう1点の住宅対策についてでございます。

これについては、ゼロ件です。確かに貸し付け件数がここ数年でかなり落ちております。本来的にこの制度のニーズがどれだけあるかは考えなければならない時期に来ていると思っております。ただ、何分にも札幌市独自の事業ではなくて、国の要綱、道の要綱がある中での事業として、札幌市単独で即、やめる、やめないという結論を出すのは難しい部分もございます。阿部委員からいただいた意見も受けとめて考えていきたいと考えております。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○門間委員 私のほうからも2点お聞きしたいことがあります。

10ページの推進施策（2）で、アイヌ生活相談員・アイヌ教育相談員の配置というところがあるのですけれども、平成23年度の資料と比較してみますところ、生活相談件数がこの1年で1,000件以上増えております。教育相談件数も100件以上増えております。相談員の数はそのままです。単純に、実質相談日を5日間として週で計算してみますと、1日当たり10.7人が訪れていることになっているのです。

これは、政策が進んでいくにつれて、アイヌの相談をする方の件数が増えているのですから、ちっともよくなっていないということと、アイヌの人たちが何とかしたいという叫びみたいなものがあるのではないかと思います。それについて、人員をもう少し配置するなり、予算を配分するなりして、相談に応えるような待遇がとれないのでしょうか。

もう一つは、次のページになるのですが、区民センターで行われている家庭教師の件ですけれども、これを冬季に行ったということで、年間で5日間です。試行ということもあるのかもしれないのですけれども、学習能力を高めていくには、日々の積み重ねがとても大事だと思うのです。今年度のものも見てみたのですけれども、春と夏に追加して行くと

ということですが、できれば、継続して週1日、週2日など、年間を通して行って、小さい子からサポートしてあげるような方法がいいのではないかと思うのです。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいま2点ご質問をいただきましたが、事務局からお願いいたします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） まず、相談の関係でございます。

件数が増えているということですが、基本は、来館して相談するという形もあるのですけれども、電話での対応、もしくは、こちらから電話をかけるものが結構増えていると思っております。申し訳ございません。今日は、生活相談員が来ておりませんので、細かい具体の話は申し上げられないのですけれども、なかなか苦しい状況などを手前どもも生活相談員からきちんと話を聞き、2名という数字は決して多くはないので、役所でサポートできることがあれば、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、学習支援のお話でございます。

今年の冬に1回実施させていただいて、後ほどご説明を申し上げますけれども、平成25年度も春と夏ということで、夏は、現在進行形で昨日から始めました。門間委員の通年でやったらどうかというご意見につきましては、学習能力を高める、学習を支援していくという趣旨からすると、夏場、冬場だけではなく、ある程度継続した取り組みが望まれると思います。まずは、春、夏、冬とやってみて、受講した子どもたちの意見をアンケートや生の声としてしっかり聞いて、よりよい取り組みにしていきたいと考えております。

○常本委員長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 いろいろと意見を言わせていただきます。

ここに臨むに当たって、私は次の三つを読んできました。一つ目は、皆さんもご存じのように、先住民族の権利に関する国連宣言です。二つ目は、国会の衆参両院の先住民族の決議です。三つ目は、資料としていただいた札幌市アイヌ施策推進計画です。

私がここに臨む知識はこの三つしかありませんけれども、その知識から今回の報告書について若干意見を述べさせていただきます。

まず、先住民族の権利宣言については、我々は常日ごろ、職員も委員もそうですけれども、何度も読んで、これに基づいてこういう政策や報告文書を読んでいくべきではないかと思えます。その理由は、我々が選んだ国会議員が言っているのです。皆さんもご存じでしょうけれども、国連宣言が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的施策の確立に取り組むこと。私も高いレベルで発言しなければならないのかもしれませんが、いずれにせよ、国会決議では、先住民族の権利を認めただけではなく、ここに書いてあるように、宣言における関連条項を参考としつつ、有識者の意見を聞きながら、政策をさらに推進するという2行に尽きているのではないかと私は思うのです。

これは、もちろん国レベルの問題だけではなくて、市レベルの問題も同じだと思いますので、常に宣言に基づいて検証していくと。単に、推進計画のどの条項にどうだという当

てはめではだめだという意見を持っています。

そういう中で、平成24年度の施策年次報告書を拝見しましたが、私には細かく分析する能力はありません。ただ、私のような初めて出た委員がこれを見てどういう感想を抱くかという、施策目標3で割いている量が少ないということです。申すまでもなく、施策推進の根本に何があるかという、言うまでもなく、権利宣言の第21条ですね。経済的、社会的条件の改善と特別措置があり、その中で特に重要なのは、第2項の「青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意」と「特別」が二つもついている条項があります。

そういう観点からこれを見ていきますと、例えば、阿部委員から指摘のあった住宅資金の貸し付けも、金利の問題があるから、そもそも銀行の融資制度と別にこういう目的を設けた趣旨は、普通の金融機関でなかなか借りることができないところがある面を補おうということだと思うので、国との限界があるかもしれませんが、札幌市の施策の計画で出ているわけですから、どこに制度の問題があるのか。それは、制度自体の問題なのか、周知の問題なのか、あるいは違う要素があるのかということをきちんと検証していかないと、いつまでたってもゼロではないかということです。

それから、施策を比較していくと一番わかると思うのですが、例えば、民芸品の展示スペースとかブランド化を挙げています。これを2回やっているのはわかるのですが、ブランド化はどうなっているのか。

それから、生活相談員の配置です。単に相談することによって、何の意味もありません。我々も法律相談をしょっちゅう受けていますけれども、相談だけで終わったら何の意味もありません。具体的にそこに現れたものに対して、どういうふうに対応していくかが相談であって、相談というのは施策の端緒なわけです。そういう面では、国連宣言の第21条の特別なニーズや特別な注意を払う前提の相談だと思うので、そういったあたりの相談のフォローと、それは相談員の数だけではなくて、また、どういうニーズがあって、特別なニーズと特別な配慮がどういう点で必要かという相談の検証と体制がなければならないと思います。

それから、老朽化した共同利用館の代替施設がどうなっているのか。あるいは、検討を要する施策は、1回やっているようではありますが、人数も少ないということです。その辺で、非常にシビアなことを言いますので、それが委員の役割ですから言わせていただきますが、やはり、国連宣言の第21条に照らして、特別なニーズとかいろいろな問題を検証していくのがここだと思いますから、ただやった、ただ制度を設けたというものでないことを議論していかなければならないと思います。

長くなりましたけれども、自己紹介の代わりに申し上げました。

以上です。

○常本委員長 ありがとうございます。

事務局からいかがですか。

○事務局（小松アイヌ施策課長） まさに高橋委員がおっしゃったとおり、私たちが平成22年9月に計画を立てたのですけれども、そのバックボーンにあるのは、権利宣言であり、国会の決議であるということで、まず、札幌市で行うべき施策をまとめたところでございます。

今、高橋委員からありましたが、計画に書いていながら、まだこの報告書に載っていないような施策が幾つかございます。これは、役所の言い訳になるのですけれども、アイヌ施策推進計画というのは、今後10年間で取り組んでいくものです。一方で、役所には中長期の計画がございまして、新まちづくり計画があり、それに載せていこうと。実は、アイヌ施策推進計画に載せている施策の全てが、新まちづくり計画に載っているということではありません。言い訳ですけれども、計画に検討を要する施策と書いてあるものは中長期で取り組みたいというものです。ですから、先ほどの共同利用館の代替施設もそちらだったと思います。ただ、一方で、役所の言い分とは違って、これは手をつけたほうがいいのではないかというものもございます。

とにかく、高橋委員がおっしゃったように、計画の字面だけを追うのではなく、私どもの計画の背景にある宣言というものを肝に銘じて取り組んでいきたいと思っております。

感想みたいな話で申し訳ございませんけれども、事務局からは以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

今後、こういう問題を検討するに当たっては、高橋委員から国連宣言、また衆参両院の決議についてご指摘がございましたけれども、衆参両院の決議に基づいて作られたアイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会の報告書にも照らして、ぜひ検証していただければと考えております。

もう一つは、申すまでもないことですが、札幌市の場合には、同じエリアの中で北海道庁が行っている推進方策があって、それとの調整も実務上ではいろいろ検討を要するところかもしれません。しかし、そうは言いながらも、今、高橋委員からご指摘のあった点は常に心にとめながら検討を進めてまいりたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

○多原委員 私は、10ページの推進施策（1）産業振興等の推進について、質問させていただきます。

札幌駅の地下歩行空間において、前年度、さっぽろ雪めぐり回廊でアイヌ文化交流コーナーとか、ことしは大々的に行いました。コーナー全体として、来場者が1万人を超えております。その後の3月にもこういったことを行って、約8,000人の方が来ているわけですけれども、推進計画の中には、アイヌの優秀工芸師の方々やアイヌの工芸者の方々が常設的にアイヌ文化を発信できる場所をと札幌市で言われていて、非常に期待していたところです。これは啓発事業にもなりますけれども、実際にアイヌの工芸者の人たちがほとんど手づくりで行っていますが、常設的に販売したり、見ていただく場所は、ほとんど札幌市に頼っている状態で、ほかにないのです。ですから、地下歩行空間のパネル展示、

タペストリーは、見た方に大変評判がよろしいのですけれども、1年のほとんどは、その中で他のものを見ることができないし、そういった販売をすることができないので、産業振興等ということですが、ここにも力を入れていかなければ、こういったものからだんだんと手を引いていく人たちが多くなっていきます。

特に、ここにかかわる女性たちは、今、専業主婦がどうのという発言がいいのかどうかわかりませんが、それよりも報われないような思いをしているわけです。今までアイヌ文化を否定されていて、近年、そういったアイヌ文化を伝承することがすばらしいと言われて実践しているのですが、それを伝承していくことを見ていただくことも販売することも、雇用につながることもない状態ですので、こういった点は札幌市にもう少し力を入れていただきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。こういったスペースの恒常化の要望は以前から繰り返してあるのですが、現状はいかがでしょうか。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 工芸品展示販売スペースの設置は、今、多原委員からお話がありましたとおり、今はイベント的にパートタイムのような形で期間限定的にやっているのが実情でございます。常設というときに、運営体制やいろいろな課題があることも見えてきたところでございます。それをクリアするためにはどうしたらいいかというときに、平成22年度から平成24年度までの3カ年、アイヌ協会の本部でアイヌ工芸品と民芸品の調査をしております。ブランド化や後継者の育成まで視野に入れて、アイヌ民族の当事者団体であるアイヌ協会本部でそういう調査をやらせておりますので、私どもとしては、具体的に今年も取り組みがあるようですので、一つでも実現に向けて、常設化に一気にいくのか、もう少し回数を増やしていくということになるのかわかりませんが、アイヌ協会とも情報交換をしながら話をして、考えていきたいと思っております。

○常本委員長 この点については、札幌という北海道の一番中心の都市において、アイヌ工芸品、民芸品が常に見られて、あるいは購入できる場所がないのは、多くの方々から不思議がられております。これは、以前から私も含めて繰り返し指摘されていることです。確かに、札幌市としてこういうものを準備されるのにはいろいろなハードルがあると思いますが、そういった場合に、例えば、民間の出店を促すということも含めて、できるだけ実現に向けて、さらに加速していただきたいと思います。私も同じ感想を持ちます。

○松村委員 高橋委員から非常に大局的なお話を伺いまして、忘れてはいけない大事なことだと思いました。

ただ、この場合は、札幌市のアイヌ施策の場であるということで、基本的に我々が考えなくてはいけないのは、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現という3本柱の視点から考えていくということで、もうちょっと振り返ってみると、平成24年度の1回目の委員会のときに、私たちはそこまで考えて意見を申し上げたのか、結局、市だけの問題ではなくて、我々委員の側にも責任があったのではないかと感じてお話を伺いました。生活の面での重点化は、平成25年度にさらに行っていかなければならないと思います。

私個人が平成24年度の報告について感じる点を申し上げます。

最近、とみに新聞紙上、アイヌの方々にかかわる記事が多いように感じます。例えば、北大のアイヌの方たちの遺骨の問題、それから、象徴的な空間にかかわる国としての施策が進みそうな雰囲気があります。今まで話題になっていたのは、どちらかという、文化にかかわる刺繍や踊りという側面だったのですが、根幹にかかわる部分での情報が非常に新聞紙上をにぎわすようになったので、これは追い風だろうと思います。

そこで、平成24年度の施策を見たときに、積極的な情報発信が新たな施策として新規に幾つかなされていたと思います。これらについては、市民の中にそれぞれ非常に大きな意味合いの成果があったのではないかと思います。そういう点で、平成24年度の報告として評価し、さらに平成25年度は充実させていくことになるかと思っています。

ただ、何年も同じことを続けていると、どうしても前年踏襲に近い形になって、その成果ははっきりあらわれているかどうかの検証がおろそかになる部分があるのではないかと思います。私は教育にかかわっておりますので、非常に細かいところで大変申し訳ないのですが、4年生にノート配付という欄があって、確かに学校にいるときに随分見ました。毎年のように送られてきます。でも、本当にこれが必要なものかどうかということです。アイヌ文化交流センターに行ったときも配付されましたが、全てが終わってから配付されるお土産的な扱いなのです。でも、もっと進んで、学習とかかわるようなものにそれを変えていくことはできないかと思うのです。平成25年度の施策のところでもまたお話をしたいと思いますが、あらゆる側面で前年踏襲で行われていることの見直しが要るのではないかと感じながら報告を読ませていただきました。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいま、松村委員から大変重要な点のご指摘をいただきました。この委員会といたしましては、先ほど来、事務局からも指摘がございますように、平成22年度にできた札幌市の推進計画に基づいて、各年度の実施状況を検証することが大きな仕事の一つになっているわけですが、その際にも、先ほど高橋委員からご指摘があったような視点が必要だろうというのは、そのとおりかと思っています。ただ、平成22年度に作成した推進計画を作成するプロセスにおいては、国連宣言あるいは衆参両院の決議に基づく懇談会の報告書の考え方を踏まえて推進計画を策定したと私は理解しておりますので、その意味では、決してそういったものについての配慮をせずに検証作業が進んでいるわけではないと思いますけれども、折に触れてそこに立ち戻ることが必要であることもご指摘のとおりかと思っています。

もう一つは、大変重要なご指摘で、毎年度の検証がルーチン作業にならないように、成果をきちんと測定しながら考えていく必要があるというご指摘は全くそのとおりだと思います。これは、事務局から今すぐに具体的なものが返ってくるものと思いませんので、重要なご指摘として受けとめさせていただきたいと思います。

○斉藤委員 今、松村委員のお話を聞いて、私も全く同じ意見です。

小学校4年生に配付されたものを一度読ませていただいたのですが、歴史のところは本当にシビアに書いておりました。その部分を小学校4年生の人たちはどのように捉えたのかと前から関心がありました。平成24年度分を見ますと、文化のほうは随分と頑張っていて新規が多いですし、皆さん協力して頑張っていることがわかりました。しかし、歴史や人権啓発の部分に疑問を少し抱きました。人権啓発のところにもう少し力を入れたようなものがないかなと感じました。

私も、この委員をさせていただいてから、特にアイヌの方々に思いをはせるようになりました。子どものころは、アイヌの方々と育っていたのですが、すっかり忘れていて、今の立場をいただいてから思いをはせるようになりました。周りの方々に声を発しますと、札幌にもアイヌの方々がいるのか、差別なんて今どきはないでしょうという信じられないような言葉が返ってきます。

それから、昨年、函館でのアイヌの方々のセミナーに参加しました。そうすると、セミナーで発表した人たちの人権を無視された話を聞きまして、文化も大切ですが、子どもたちには、ぜひ、人権の啓発も小さいころからしていかなければいけないと思いました。ぜひとも、歴史から来る人権啓発にも力を入れていただきたいと思いました。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいまの点も、大変重要なお指摘として受けとめていただきたいと思います。ただ、今のお話にごさいましたノートの問題は、先ほど松村委員からもお話がございましたけれども、より一般的に考えますと、こういった事業の当委員会としての検証評価のあり方にかかわってくると考えております。先ほども効果測定と申しましたが、実際に事業の中身がどうであったかということは、我々は現場を見ていないわけで、例えば、一つの方法として、ノートやイベントもしくは研修等で配付されたものがあつたら、現物をこの委員会にお示しいただきたいと思います。

この際、ついでに申し上げますと、とりわけ、市民理解の促進という第1の柱に関していろいろなイベントや研修が行われているのですが、イベントについては、委員として参加している皆さんは、そういうことに関心の強い方ですから、そういうイベントがあることは事前に情報をつかまえている方が多いと思いますが、全てについてフォローしているとは限りませんし、研修等も含めて、そういうものが行われるときには、事前に委員に情報としてお知らせいただき、実際に我々がその場に臨んで、実情をちゃんと見ることができるといった機会をつくっていただけないかと思っております。そういう情報をいただいた上で、各委員が個人として都合がつく場合にはその場に臨むということもあるでしょう。あるいは、物によっては、委員会の中で都合のつく方は、その場に臨めるような機会を事務局としてつくっていただくことも含めてご検討をいただくということが、今後の検証評価をより実質的なものにしていくための第一ステップとして必要かと思っております。これは、先ほどの松村委員のご指摘も踏まえて、そのような感想を持ちましたので、ご検討をいただきたいと思っております。

これについては、できれば全員からご意見をいただきたいと思いますので、本田委員からお願いいたします。

○本田委員

今のお話を伺っていて、本当にそうだと思います。特に、高橋委員がおっしゃってくださった基本をちゃんといつも見据えることはとても大事です。ともすれば、札幌市にもいろいろな事情がありますからと優しくなってしまうのですが、それですとなかなか進まないというのは、本当におっしゃるとおりだと思います。

広報につきましても、この間、この委員会の中で何度となく出てきているのですが、それが現実のものとしてなかなか進んでいないという問題は、早急に対策を立てていかなければならないだろうと思います。私も、アイヌの工芸品については、どんなに若手の人たちを育てようとしても、販路をきちんと確保して、それで食べていける道をつくっていかない限り、若手を育てることには結びつかないと思っておりますので、とても大事だと思います。

実際に空港にありますね。あそこは、結構ちゃんとしたものを売っていると思います。空港のテナント料が一体幾らなのか知りたいのですが、あのエスカレーターの真横のテナント料は物すごく高いであろう場所で、あれだけちゃんとやられている、しかも、海外から問屋を通して得たようなものではなくて、ちゃんと道内のアイヌの方々がつくっているような作品をかなり高いお値段で売りながら、きちんとビジネスになっていることをちゃんと受けとめなければいけないと思います。ですから、そういう調査もしていただいて、ぜひとも具体的なアクションを起こしていただきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

一応、一わたり委員の皆様からご意見をいただきましたが、追加的にご発言はございませんでしょうか。平成24年度の実績報告につきましては、以上でよろしゅうございますか。

もちろん、今いただきましたご意見を踏まえて、検証評価案を私と事務局で検討させていただいて、次回の委員会でお示しして、それをたたいていただくということになりますけれども、その前段としてのご意見はこれでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、今いただいたご意見を踏まえて、先ほども申し上げましたように、私及び事務局でその案を一旦取りまとめさせていただきたいと思います。

次に、審議事項②の平成25年度札幌市アイヌ施策について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(高橋企画担当係長) それでは、資料2に基づきまして説明させていただきます。

平成25年度の事業は、平成24年度の事業から継続しているものもありますので、拡

充及び新規に限ってご説明させていただきたいと思えます。

まず、1 ページ目ですが、市民理解の促進の④小中高生団体体験プログラムの実施です。平成24年度までも行っておりますけれども、平成25年度は参加校数をさらに拡充いたしまして、よく多くの児童生徒が参加できるように取り組んでまいりたいと思っております。私どもの計画としましては、平成26年度までに年間で50校の参加を目指しております。

一つ飛びまして、⑥です。先ほどもやまびこ座のお話をさせていただきましたけれども、今年度につきましても、子ども未来局でアイヌ民族の物語を人形劇として新たに製作し、やまびこ座で上演をすると聞いております。

続きまして、2 ページを開いていただきたいと思います。

一番下に関連事業②がございます。イランカラプテキャンペーンの協力ということで、イランカラプテは、アイヌ語で、こんにちは、あなたの心に触れさせてくださいという意味ですけれども、このキャンペーンを国が行うということです。実は、国のアイヌ政策推進会議の政策推進作業部会におきまして、課題として、国民理解を促進する取り組みが必要だということで、本年度から特に北海道のおもてなしのキーワードということで、イランカラプテという言葉を使うことになっております。札幌市としましては、7月19日に推進協議会が立ち上がりましては、こちらにも参加させていただきましたし、今後、札幌市としてでき得る広報などを積極的に取り組んでいけたらと考えております。

また、ここには書いておりませんが、同じく、作業部会で国民理解促進の取り組みということで、SNS、フェイスブックを活用して情報を発信してはどうかというお話もございました。そこで、国や道、関係機関が今年度からフェイスブックを利用して、アイヌ文化情報オンライン、タイトルはピリカカンピというものですが、インターネットを通じた情報発信にも取り組んでおりまして、札幌市としても参加して、いろいろな情報を発信しているところでございます。

続きまして、4 ページをご覧くださいと思います。

施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興でございます。

そのうちの推進施策(2) 伝統文化活動の推進の③札幌地域イオル事業運営への協力です。平成24年度でもイオル事業を展開したというご説明をさせていただきましたけれども、平成25年度につきましては、アイヌ民族にとっての有用植物を植栽、育成するための植栽地の整備を進めてまいりたいと思っております。詳細については調整中ですが、札幌市アイヌ文化交流センターや関連施設などを利用して、これまでの体験事業に加えて、そういった植栽地の整備を今後進めてまいりたいと考えております。

続きまして、その下の④アイヌ文化交流センター屋外展示物(ポロチセ)の改修です。アイヌ文化交流センターのポロチセにつきましては、センターが今年開設10年を迎えますので、開設当時から展示しているものでございまして、かなり経年劣化しております。そこで、今年度は、このポロチセの改修を行うことを新規事業として掲げております。

続きまして、5ページですが、施策目標3の生活関連施策の推進の推進施策（2）生活環境等の整備のところでございますが、②をご覧いただきたいと思います。住宅新築資金等貸し付け業務に専属職員を配置ということです。既にこの資金を借りられている方の償還相談について、容易に受けられるように、専属の職員を今年度の4月から配置しております。また、借り受け者からの残高照会等の問い合わせがございますので、そういったものに迅速に対応できますように、償還システムを今年度は改修してございます。

最後に、④のアイヌ民族の児童生徒の学習支援です。先ほど委員からもご意見を頂戴しましたけれども、平成25年度は、夏期、来年の春期にも学習支援を行ってまいりたいと考えております。今週1週間になりますけれども、中央区民センターで夏期の学習支援を行っており、アイヌの方々の子どもが一生懸命勉強しております。

○常本委員長 ありがとうございます。

平成25年度の施策につきましては、前回の委員会でご検討をいただいているところでございますので、今日は、その追加施策を中心にご説明をいただいているところでございます。

今のご説明について、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

○阿部委員 先ほどもちょっと言いましたが、住宅の問題についてだけではなく、特に施策目標3については、アイヌ施策推進計画で検討した中に、これだけの項目ではないはずなのです。もっと細かに、先ほど生活相談員、教育相談員の相談件数もありましたけれども、どんな相談をされているのか、細かい情報まで要らなくても把握すべきだと思うのです。なぜこんなに相談されるのか、相談員を増やすことももちろん大事ですが、内容を把握して、何を求めて、何に困っているのかを考えないと、先ほど高橋委員からありました、私も冷や汗で、何をやっているのだと怒られているような気がしました。本当は、この施策推進計画をつくった段階で、我々の子どもたちの教育はどうするのだ、雇用はどうするのだ、住宅はどうするのだ、高齢者はどうするのだという話を1年間議論したのです。私たちの先輩は、老人ホームにもお金がなくて入れないのです。あるいは、デイサービスに行っても、お風呂を入れたらアイヌが一番最後だとか、風呂も入らなくて汚いからとか、毛がいっぱい浮いているとか、すごく差別されているのです。そういうことをどうするのですかというお話をしたはずですが、だから、そういうことがあっても、今はここに全然出てこないです。僕は、計画をもう一回最初から見て、嫌なことかもしれないけれども、住宅の問題で専従職員を置くのだったら、そのぐらいのことを考えてもらいたいです。

専従の職員をついでに言っておきますけれども、ちゃんとやってくださいよ。札幌市内にいるのに本州まで手紙を出すようなことはやめてください。これは人権侵害です。別に、払わないと言っているのではないのです。どうして払えないのかを考えなければいけないのに、相談に乗るという項目がここにはないではないですか。どこに書いてあるのですか。残高照会とか償還システムの改修と書いてあるけれども、どうして払えないのかという相

談に乗ってあげなければだめではないですか。

そういうことを考えなければいけないのだから、何千万円も貸すのはやめなさい、あるいは、変な言い方だけれども、払えるのに払わない人にはちゃんと請求すべきです。2001年の9月1日に北海道の建設課長名で出ているのですから、ちゃんと払わせなさい、相談させなさい、払えないのだったら、それは相談しなさいと出ていますが、それから10何年です。そういうことを考えてもらえば、もう一回言いますけれども、子どもの教育の問題で、先ほどもお話が出たのですけれども、もっとやってください。アイヌは、白石の昔の生活館で学校の先生方やOBの人たちが土曜日学習会といって、ただでボランティアで子どもたちに教育を今でもやってくれているのです。それをやってくれたのだから、先ほど意見があったように、もっとやってもらいたいし、住宅の問題も雇用の問題も考えてもらいたいと言っただけけれども、雇用の話は一つもないではないですか。

高橋委員からねじを巻かれたような気がしたので、よろしくお願いします。

○常本委員長 ありがとうございます。

事務局からいかがですか。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 生活関連施策については、今、阿部委員からも、ここを充実させていかなければならないというお話がございました。特に、市営住宅の優先入居などのお話も先ほどもいただいたところでございます。

実は、この計画を立てるに当たって、優先入居とか、市職員の特別採用という話が幾つか出たのですけれども、これらについては、当時、国の制度とも関連するので、立法などの見極めもしながら検討していきたいということで、計画の17ページにあるのですが、国の立法などの動向に関連する施策として位置づけた経緯がございます。

では、国が動かなければ何もやらないのかということではなくて、こういった委員会やいろいろなところで意見をいただきながら検討していかなければならないと考えているところでございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

この生活関連施策については、今、事務局からお話があったように、国の政策との関連も確かにありますし、様々な問題があるのですけれども、逆に言えば、国の側も生活関連施策について検討を進めておりますが、国の場合には、対象者をどう特定するかという大変難しい課題を抱えていて、なかなか思うように前に進めないということがあるのも実情です。それからいえば、自治体に期待するところは大きいという側面もあるような気がしております。そういったことも含めて、さらに検討を進めていただければと思います。

○松村委員 私の立ち位置は教育ですので、教育にかかわる部分からお話をさせていただきたいと思います。

平成25年度の計画の中に、ノートの配付がございましたが、これは再考していただいて、なしにさせていただきたいと思います。なぜかといいますと、教材が思ったよりも貧弱であ

ることが調べてみてわかったのです。実際に、小学校4年生の90時間の中でアイヌの方々に触れた学習は4時間分しかありません。その内容を見たときに、歴史的な部分と文化と民族としての誇りにかかわる自然を大事にしながら生きてきた方々なのだと。でも、肝心な、本当に差別されてきた、迫害されてきた歴史について触れる部分はないのです。4時間ですし、4年生ということもありますが、もう少し教材を工夫して、コンパクトにしていきたいのです。以前も申し上げましたが、DVDのようなもので、子どもたちが短時間で視覚的に学習できるような教材作成のために、そのノートの費用を向けたらどうかと思うのです。

ホームページも、我々教師が持つ教育課程の手引の中に、ホームページのどこどこを見らなるとなっております。ただ、ホームページの先をアクセスしてみると、実際には、そのページが古くて見られないのです。それから、道のホームページも、小学生向けのページではアイヌの方々に全く触れられておりません。これで本当にいいのだろうかと思うわけです。

ですから、札幌市教育委員会の方々が今まで積み重ねられてきた指導の実績があるわけですから、それらも含めて、概略的に、こんなふうに4年生に教えるという内容とともに、教師向けに、こんな事業の実践例があるというものもまとめて各学校に配付する、そのような教材を開発していただきたいと思います。

やはり、教育が一番大事だと思うのです。それも、大人向けよりは、鉄は熱いうちに打てで、子どもたちに指導していくことが大変大事だと思いますので、小学校向けの教材開発をぜひお願いしたいと思います。

もう1点は、文化交流センターのより一層の充実を願います。数値的に見ると、昨年度の訪問者が約3,000人ですが、札幌市の小学校の4年生と中学生の数から考えると、そこを訪れるのは1%です。地理的な問題もありますし、授業時数の問題もあります。そうすると、やはり待っていないで出ていく出前授業を充実させることが大切かと思えます。

阿部委員からもお話がありましたが、一般市民向けの出前事業的な講座も必要だとおっしゃっていました。平成15年からの札幌市の出前事業は、大人向けですから、介護やインフルエンザなどもあるのですが、その中にぜひ、アイヌの方々の歴史と現在についての講座も毎年必ず定例的に入れていただくような仕組みが要ると思いますし、子ども向けの教育についても、出前授業でいらしたアイヌの方々は非常に遠慮されています。本当に伝えたいのはそこではないだろうと思うのです。例えば、大変苦しい時代がありましたというところまでしかおっしゃらないのです。でも、胸の内にはもっと言いたいことがあると思うのです。例えば、出前事業のプログラムの中で、これとこれについては必ず子どもたちに伝えましょうというような骨子が要るのではないかと思います。昔、迫害された、搾取された、言葉を奪われたということを、4年生や6年生にわかるレベルの話をそこで確実にしておく必要があるのではないかと学校の側から見ておりました。

ですから、一遍に平成25年に改善できなくても、教育は何年もかかって子どもたちに

浸透していくものですから、教育委員会の方々とも連携して、よりよい子どもたちへの指導を検討していただきたいと思います。

○常本委員長 ありがとうございます。

今年度のノートをどうするかはともかく、今、大変重要なご指摘をいただいたと思います。ただ、今ご指摘をいただいた教材作成の件も含めて、札幌市単独でどうなるという問題ではないと思いますし、全道にかかわる問題かと思えます。札幌市あるいは市教委から道教委との連携をとるような形で進めていただきたいと思えます。ご承知のように、一、二カ月に1回、アイヌ施策にかかわっている様々な機関の札幌市、北海道、アイヌ文化財団、あるいは国の機関が集まって情報交換をする場を設けておりますので、そういった場で、札幌市から、委員からこういうご指摘があって、これは札幌市限りの問題ではなくて、全道、全国にかかわりのある問題ですから、ぜひ検討してほしいという形で提言ないし情報提供をしていただきたい、問題の共有をしていただきたいと私も感じているところでございます。

○高橋委員 実は、私も、趣旨は違うかもしれませんが、松村委員と同じことを話そうと思っていて、先を越されて、大体言っていただいたと思うのですが、私の経験をもとにお話ししたいと思えます。その前に、ノートをぜひ見せていただきたいと思っております。

ノートは我々委員に配っておりますか。私がもらった中にはないので、議論するにも、見てもいないものに意見を言えませんし、どこが補充すべきか、どこの視点があれではないかという議論ができないのです。私は、まず委員にそれを配付して、委員がそれを読んで、感想なりをここで言って、これで十分なのかどうかという議論につなげたほうがいいのではないかと思います。ぜひ、それを読んで議論する機会を与えていただきたいというのが1点です。

○本田委員 それは、ただのノートなのです。

○松村委員 先ほどの齋藤委員がおっしゃったものとは別で、本当のノートなのです。

○高橋委員 副読本ではなくてですか。それは見ていないのかもしれませんが。

実は、私は、札幌人権擁護委員協議会が推薦母体で、法務局の人権擁護委員を七、八年やり、高齢者の虐待問題を扱ったり、障がい者の虐待問題をやりながら、会長といっても、ほとんど軍曹まで行かない行動部隊の一員でありまして、法務局の人権教室を相当担当しております。小学校と中学校がありまして、小学校では、法務局作成のビデオを流して、高学年になるとビデオの題材をもとにディスカッションします。

それは獲得目標がきちんとあるのです。低学年は、こういうようなもので、高学年になればきちんと思いやりのこと、人権を大切にするなど、段階があるのですけれども、とりあえず、法務局のつくったビデオを幾つかある中から我々が選んでディスカッションするのです。そこには必ず核があるのです。獲得目標と言ったら語弊があるかもしれませんが、例えば、このビデオの中にはいろいろな題材が入っております。いじめの問題、

人を思いやることもあるし、はやし立てる問題もあるし、いじめの構造を理解する上で、どれを取り上げて議論してもできるようになっております。教室をやる人権擁護委員がうまく拾い上げるかどうかとディスカッションしていくかの能力が問われると思います。

やっぱり人権教育という3ページの⑥で人権教育という言葉を使う以上は、きちんとアイヌの人々のどういうことを人権の対象として、どういうところを知ってもらうのかをきちんと捉えないと、人権教育と言うときに、少数民族あるいは先住民族の文化を理解することも人権です。これは第13条の幸福追求権利のものだし、文化の多様性を認識すること自体が大きな意味で人間に対する配慮で人権だと思うのですが、例えば、少数民族、先住民族の差別の歴史など、そういった現状から、広い意味での民族の共生、あるいは、根本的にそれぞれの人たちに対する配慮を持つとか、そういうものが人権教育だと思うのです。だから、そこの視点からこの構成がされているかどうかです。

私どもには、中学校で講演できる人がいないので、私が行って、中学校で1時間半ぐらい、教育委員会が来たり、PTAもいますが、そこで人の心の痛みを考えようというテーマを自分で設定して、いじめ問題について自分で考えて、自分で1時間半ぐらい講演して、毎年五、六回やっていますが、中学校でやっていますけれども、やっぱり核が必要なのです。アイヌ民族のどの部分を学ぶことによって人権の何を理解するような教育をするのかというあたりが曖昧だと、文化を知ってもらうのでいいのだという松村委員の問題が出てくるのです。人権の尊重を涵養してもらうという観点からすると、文化に対する配慮もそうですけれども、差別や虐待、あるいは、収奪の歴史的なものを理解しながらやっていかないと、だめではないかと思うのです。

ただ、それも非常に難しいのです。ビデオも視覚でいいけれども、一つ間違うと、やっぱり逆にいろいろな問題が出てくるから、相当検討したほうがいいです。

ただ、おっしゃることはそうなので、私もここで言おうと思っていたのですが、人権教育という言葉を使う以上、人権の何たるものをどういう視点でどうやっていくかというものを絶対に持っていないとだめだということを申し上げようと思っていました。

○常本委員長 ありがとうございます。

人権教育の部分については、今の高橋委員と松村委員のご発言を伺っただけでも、いろいろな見方があり、検討すべきことは多々あると思います。恐らく、今日、明日に結論が出るものでもありませんし、先ほど申し上げたように札幌市限りでも結論が出るものでもありません。しかし、できるだけ早くしかるべき方向に持っていくべきだと思いますので、先ほど申し上げたように、関連方面に働きかけて、問題を進めていっていただきたいと思っています。

○本田委員 せっかく松村委員がおっしゃったことですので、私はこの間にずっと考えていたのですが、小学校で札幌市が規定編の中にアイヌ教育を盛り込んだのは86年です。96年あたりが一番多くて12時間ありました。それがゆとり教育になっていき、あつという間に減って行って、今おっしゃったように4時間です。総合学習の中でできる

だろうということで、実際にそこでやっていらっしゃる先生も多いのですが、縛りがなくなったのです。これだけアイヌ文化、アイヌ施策が進められているときに、減らされた4時間のままでいいのか。どんなにいい教育をやりようと思っても、やっぱり時間数は必要だと思うのですね。歴史の教育も、昔はちゃんとシャクシャインとか交易が出ていたのに、歴史を学ぶことも考えられるみたいな、わけのわからないことが留意点のほうに行ったりして、本当にお粗末になってしまったままの状況だと思います。具体的な施策は、個々の先生方のやる気で進んでいるのかもしれませんが、私はそろそろ、ゆとり教育についての見直しも始まっていますので、アイヌのことをもう一度復活させて、ある程度の時間数を保証するというのをぜひとも教育委員会に働きかけていただきたいと思います。また、現場の先生方かもそういう声を出していただきたいと思います。よろしく願います。

○常本委員長 ありがとうございます。

貴重なご意見として受けとめていただきたいと思います。

○多原委員 今、人権教育のことを各委員からお話しされて、私たち当事者として現在進行形で、小学生に体験プログラムとか市民向けの講座等を行っております。実際、差別の歴史などの話をすることについて遠慮されているとおっしゃっていましたが、実際に遠慮しております。私たちの言いたいことは、差別されてきたことを伝えたいと思いますけれども、そういった話をすると、ほとんど嫌な顔をされますし、耳を塞がれます。そして、今、社会の風潮として、そういったことを書いたらすぐにネットに書かれます。

では、アイヌ文化で何が一番受け入れられるかということ、アイヌのきれいな刺繍、アイヌ語、木彫りを教えるということなのです。私たちは実際に遠慮しております。今、私たちの先祖が収奪されたとか差別された歴史を子どもに伝えたいけれども、間違えたら大変だという気持ちも非常にあります。そういった専門家ではないですからね。そして、今おっしゃっていたように、道のホームページも市のホームページも見ようとしても見られないのは非常に残念だと思うのです。まず、そういったところで大人の方々の理解も非常に必要です。昨年から教育委員会に出前事業をしておりますが、昨年は西野の小学校に参りました。そのときは参観日だったのです。こちらの伝え方はどうかということと、父兄の反応も非常に気になりましたけれども、そのときは、差別の歴史を話さないで、衣装の紹介や一緒に歌ったり、踊ったり、子どもの喜ぶ姿を見て父兄の人たちがとても喜んでいました。私は父兄の顔ばかりを見ていたのですけれども、それで安心してしまったということに私も反省しなければならないこともありました。まずは、アイヌ文化への理解、促進も大事ですが、社会もアイヌの歴史を知っていただかないと、私たちはどうしても卑屈になって、文化を変えていかなければならない。音楽もロック調になってしまったり、それはそれでいいのですけれども、しっかりとした歴史を認識、収奪、差別の歴史を言いながら文化の理解してもらえるように、専門家の方たちや札幌市の力を貸していただければと思っています。

○常本委員長 ありがとうございます。

ただいまご指摘がありまして、先ほど事務局からもご紹介がありましたけれども、今、国で始めているスイランクラブキャンペーンの背景でもそういう検討がなされているというか、問題指摘がされています。聞く側の理解力、あるいは、レベルに応じて広報すべき内容を多様に用意していくべきだという意見などもあります。そういうことも踏まえて今年度からこういったキャンペーンが始まっておりますけれども、ぜひ札幌市としてもそういうあたりを配慮して進めていただければと思います。

○高橋委員 二風谷ダムの判決を、16年ぶりにじっくり読み直してみました。私は、代理人として、少数民族の権利、先住民族の権利、比較考慮のあり方とかいろいろなことをやってきましたけれども、改めて気づいたフレーズが三つありました。

一つは、難しく言いませんが、つべこべ言わず、民族の声に謙虚に耳を傾けろということです。被告が果たしてそういう文化があるのかなど、いろいろと言っていたときに、つべこべ言わずに、その立場の方の声に耳を傾けろということです。

二つ目は、国がそういう施策を推進するときに、単なる比較考慮ではなくて、アイヌ民族に対する今までやってきた歴史的な反省の上に立ってやらなければならないと言っているのです。

三つ目は、特に、我が国のような島国で、そういう少数民族のことを考えることは、自分たちが人間として成長するというか、いろいろな芽を開く上で重要なことで、民族の多様性を考えて、自分たちのためになるのです。あるいは、事情判決ですから、違法と言っても、向こうは言わなかったから、国も控訴しないだろうということと言いたい放題だったのかもしれませんが、今言ったように、まず、謙虚に耳を傾けて、収奪の歴史という認識に立った上で、その民族の文化や生き方などを学ぶことが、民族を保護するのではなく、我々自身に返ってくるのだという認識は人権教育でもすごく大事な視点だと思うのです。民族の収奪云々ではなくて、そういう文化、生活を奪い取ることの反省をすることが自分の人間性を伸ばしていく、それがまさに人権教育の根幹ではないかと私は思っております。

もう二風谷ダムの判決には触れることはないですけれども、一言だけ触れさせていただきました。

○常本委員長 ありがとうございます。

大変重要なご指摘を続けていただきました。

ほかに、平成25年度の施策の説明についてお気づきの点はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○常本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局におきましては、ただいま各委員からいただいたご意見等を踏まえながら、今年度の施策の推進に努めていただきたいと思います。

それでは、時間も過ぎておりますが、審議事項はここまでにしまして、報告事項でございます。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 2点です。

昨年から検討を進めているアイヌアートモニュメントという事業がございますが、この検討状況を若干ご説明いたします。

これにつきましては、アイヌアートモニュメント設置検討会議を設け、これまで3回の会議を行っております。いろいろなご意見をいただいておりますけれども、幾つかいただいている意見の中で特徴的なものは、中心部だけではなく、区役所など、郊外も含めて複数の場所に設置することが望ましいのではないか、多くの市民が制作にかかわることが望ましいのではないか、素材についてはいろいろとあるけれども、アイヌ文様など、様々な表現ができる布も考えてはどうかという意見をいただいているところでございます。

この会議でいただいた意見を踏まえまして、設置場所やコンセプトを早々に固めて、来年の制作、設置に向けていきたいと考えております。

また、先ほど来出ております国のイランカラプテキャンペーンとも連携した取り組みとしていきたいと考えております。進捗状況については、今後、この会議でご報告をしたいと思っております。

もう1点は、手前どもが主体となる調査ではないのですが、7年に一度行われます北海道アイヌ生活実態調査が今年となっております。北海道庁が主体となりまして、アイヌの方たちの生活実態を調査し、把握して、今後の総合的な施策のあり方を検討するための基礎資料を得るということで、今年の秋に行われる予定でございます。生活状況、教育の状況、就業者の状況、住宅の状況などを網羅的に調査する内容となっております。これにつきましても、調査結果等の概要がわかりました段階で、またご報告を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○常本委員長 ありがとうございます。

モニュメントについてご報告がありましたけれども、現物の作成は来年度を目指しているということであれば、検討会議の結論はいつごろに出すつもりでしょうか。

○事務局（小松アイヌ施策課長） しかるべき時期にと考えております。

○常本委員長 早ければいいというものではないので、十分に検討を尽くしていただきたいと思います。札幌市としても、一度は平成25年と言った経緯もありますので、これ以上は先延ばしにならないように、よろしく願いいたします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） しっかりとやっていきたいと思っております。

○常本委員長 今の報告事項について、お気づきの点はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○常本委員長 それでは、本日の議事につきましては、審議事項、報告事項ともに以上で終了になろうかと思っております。

3. 事務局連絡

○常本委員長 最後に、事務連絡をお願いします。

○事務局（小松アイヌ施策課長） 今後の会議のスケジュールでございますが、今日、特に資料1で平成24年度の年次報告について様々なご意見をいただきました。このご意見をもとに、次回の会議は秋頃に開催したいと考えておりますけれども、そこで、平成24年度に行った施策の検証評価（案）の取りまとめを行います。たたき台はこちらで考えますけれども、それについてご意見をいただいて、検証評価をまとめたいと考えております。日程調整等は、後日、改めてさせていただきます。

○常本委員長 平成23年度の検証評価については、会議の開催が大変遅れて申し訳ありませんでしたので、今年度は秋には開かせていただきたいと考えているところでございます。

また、先ほど年次報告についていろいろご意見をいただきましたが、これは事前にお配りしておりましたので、お目通しをいただいた上でのご発言と思っておりますが、さらに、個々の項目についてお気づきの点が出れば、会議後であっても事務局にご連絡をいただいてもよろしいですね。ただ、事務局案の取りまとめのタイミングもありますので、1週間か10日ぐらいで、お気づきの点があれば事務局にご連絡をいただければと思います。

4. 閉 会

○常本委員長 それでは、今日は、変則的な時間の開催で大変ご迷惑をおかけしましたけれども、大変充実したご審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきます。

お疲れ様でした。

以 上